

青森県報

第二千七百号

平成十八年
十一月一日
(水曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………
 生活保護法による医療機関の指定……………
 道路の区域の変更……………
 道路の供用の開始……………

(市)	振興課	一
(健康)	福祉課	一
(政)	策課	一
(道)	路課	二
(同)		二
(同)		三

公 告

換地処分……………
 県有地の売却に係る一般競争入札……………
 建設業者の許可の取消し……………
 県有地等の売却に係る一般競争入札……………

(農村)	整備課	三
(港)	湾空港課	四
(十)	和田県土	四
(整)	備事務所	四
(警)	察本部	五
(会)	計課	五

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (事務局) ……五
 公安委員会 ……五

警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施 ……六
 警備員指導教育責任者講習 (特例措置講習) の実施 ……七

(企)	生活安全	六
(同)	画課	六
(同)		七

告

示

青森県告示第七百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、南部町長から南部町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十八年十一月二日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡南部町

大字片岸字沢ノ田一から五までの各一部、七の一部、八の一部、九から一一まで、一三から二〇まで、二九から三五までの各一部、三六、三七、字上西河四四の一の一部、四五の一の一部、四五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字片岸字八木田下に編入する。

大字片岸字沢ノ田一から五までの各一部、六、七の一部、八の一部、一三から二八まで、二九から三五までの各一部、字中坪三から一までの各一部、二の一の一部、大字苦米地字原ノ前一から三までの各一部、五、六、七の一、七の二、八の一、八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字片岸字上西河三に隣接する字八木田下の道路、水路である公有地の一部を大字片岸字上西河に編入する。

大字苦米地字原ノ前一から三までの各一部、九の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部を大字片岸字中坪に編入する。

大字苦米地字沼廻四二の一部、五二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字片岸字砂場一四に隣接する大字苦米地字沼廻の道路である公有地の一部を大字片岸字砂場に編入する。

大字片岸字中坪三三の一の一部を大字苦米地字原ノ前に編入する。

大字苦米地字越戸一の一、二の四及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに字沼廻二、三、五から一〇まで、二二から二八まで、三〇、三一の一に隣接する大字片岸字中坪の道路である公有地の一部を大字苦米地字沼廻に編入する。

青森県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
石亀齒科クリニック みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原八五 の 三戸郡三戸町大字二日町一の一	平成一八・九一 "

青森県告示第七百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森浪岡線	青森市大字荒川字筒井三〇六の一六から 青森市大字高田字川瀬二二三まで 青森市大字高田字川瀬二二三から 青森市大字高田字川瀬四九九まで 青森市大字八ツ役字芦谷二四〇の一から 青森市大字朝日山八〇九の三まで 青森市大字荒川字筒井三〇一の一まで 青森市大字八ツ役字芦谷二九五の一から 青森市大字荒川字朝日山八〇九の三まで	前 前 前 前 前 前 前 前	一五九・七〇〇メートルから 一五九・七〇〇メートルまで 一五九・七〇〇メートルから 一五九・七〇〇メートルまで 一五九・七〇〇メートルから 一五九・七〇〇メートルまで 一五九・七〇〇メートルから 一五九・七〇〇メートルまで	六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル 六、六八三・四〇メートル	
2	県道	酸ヶ湯高田線	青森市大字高田字川瀬二二四の三四から 青森市大字高田字川瀬一八七の五まで 青森市大字高田字川瀬二二四の三四から 青森市大字高田字川瀬一八七の五まで	後 前 後 前	一〇六・五〇〇メートルから 一〇六・五〇〇メートルまで 一〇六・五〇〇メートルから 一〇六・五〇〇メートルまで	一〇〇・〇〇メートル 一〇〇・〇〇メートル 一〇〇・〇〇メートル 一〇〇・〇〇メートル	
3	県道	青森環状野内線	青森市大字野木字野尻三七の四六四から 青森市大字上野字山辺一一一の一六六まで 青森市大字野木字野尻三七の四六四から 青森市大字上野字山辺一一一の一六六まで	後 前	一六八・六〇〇メートルから 一六八・六〇〇メートルまで 一六八・六〇〇メートルから 一六八・六〇〇メートルまで	一〇〇・〇〇メートル 一〇〇・〇〇メートル	

6	5	4	
県道	国道	県道	
榑引上名久井三戸線	一〇一号	荒川青森停車場線	
三戸郡南部町大字森越字館野一六の一から三戸郡南部町大字下名久井字日泥一七の二まで	西津軽郡深浦町大字大間越字筧三四の二七から西津軽郡深浦町大字大間越字筧三四の二八まで	青森市大字荒川字柴田一〇五の二から青森市大字荒川字柴田一〇五の二まで 青森市大字荒川字柴田一〇五の二から青森市大字荒川字柴田一〇五の二まで	青森市大字野木字野尻三七の四一から青森市大字荒川字柴田一一二の二まで
後	後	後	後
二一・〇〇メートルから八五・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから一六・八〇メートルまで	一九・六〇メートルから三・九〇メートルまで	四一・六〇メートルから一五・六〇メートルまで
五二〇・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	一〇〇・〇〇メートル	一、八四二・〇〇メートル
前	前	前	前
一九・四〇メートルから一四・〇〇メートルまで	一九・六〇メートルから一六・八〇メートルまで	三・八〇メートルから三・五〇メートルまで	一八・五〇メートルから一八・〇〇メートルまで
六六〇・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	四八七・〇〇メートル	
後	後	後	後
一九・四〇メートルから一四・〇〇メートルまで	一九・六〇メートルから一六・八〇メートルまで	三・八〇メートルから三・五〇メートルまで	一八・五〇メートルから一八・〇〇メートルまで
六六〇・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	四八七・〇〇メートル	

青森県告示第七百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 十和田三戸線	十和田市大字切田字平林一八二の二から十和田市大字切田字横道一九二の二まで	平成一六・二・一

国道 一〇一号	西津軽郡深浦町大字大間越字筧三四の二七から西津軽郡深浦町大字大間越字筧三四の二八まで	〃
県道 弘前柏線	弘前市大字種市字高木一四六の三から弘前市大字三和字川合四七の一まで	一六二・二
県道 榑引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字森越字館野一六の一から三戸郡南部町大字下名久井字日泥一七の二まで	一六二・一

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

片岸地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字油川字岡田二六二の五	雑種地	六、一六九・〇二平方メートル

二 予定価格

一億九百八十万八千五百五十六円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字油川字岡田二六二の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階 A会議室

2 日時

平成十八年十一月十三日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。指定する用途
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十八年十一月八日午前十時から、青森市大字油川字岡田二六二の五において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社野重建設工業

二 代表者の氏名 野月 重美

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字三日市一〇二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一〇三四号

五 取消年月日 平成十八年十月十二日

六 取消しに係る建設業の許可
 土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月三十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
 次に掲げる物件の売却

土 地	所 在 地	地 目	地 積
	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五 六の五	宅 地	一三三・六〇平方メートル
建 物	所 在 地	構 造	床 面 積
	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五 六の五	木 造 平屋建	七二・三〇平方メートル
物 置		四・八四平方メートル	

二 予定価格

百六十二万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第一会議室

2 日時

平成十八年十一月二十八日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十一月十四日午後一時三十分から、五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五六の五において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二二五二・二二五四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年十一月一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条の十二第一項中「第三十条の十四」を「第三十条の十五」に改める。
- 第二十二号様式の十七中「警〇〇〇〇」を「警〇〇〇〇」に改める。
- 第二十二号様式の十八中「第三十条の十四」を「第三十条の十五」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成十八年十一月一日

青森県公安委員会委員長 井畑 明男

講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
-------	------	------

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「二号追加取得講習」という。）	平成十八年十二月十一日（月）から同月十三日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習（以下「一号追加取得講習」という。）	平成十九年一月二十二日（月）から同月二十五日（木）までの四日間	午前九時から午後四時五十分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習十人（予定）

四 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの
 - 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 五 受講申込みの手続き
- 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
二号追加取得講習	平成十八年十一月十六日(木)から同月二十二日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く)	午前九時から午後五時までの間
一号追加取得講習	平成十八年十二月十八日(金)から同月二十二日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む)。(二) 生活安全課又は刑事生活安全課

(一) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む)。(二) 生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 四の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 四の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 四の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 四の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 四の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 二号追加取得講習 一万四千元

(二) 一号追加取得講習 二万三千元

6 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

7 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

8 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百十号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号)附則第一条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)による改正前の警備業法第十一条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)(を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)(を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。)(第二条の規定により公示する。

平成十八年十一月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法（昭和四十七年法律第七十七号以下「法」といふ。）第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特別措置講習（以下「二号特別措置講習」といふ。）	平成十八年十二月十一日（月）から同月十三日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特別措置講習（以下「一号特別措置講習」といふ。）	平成十九年一月二十二日（月）から同月二十五日（木）までの四日間	午前九時から午後四時五十分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習二十人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者であつて、現に本特別措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者若しくは選任される予定の者

五 受講申込みの手続き

- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
二号特別措置講習	平成十八年十一月十七日（金）から同月二十四日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）	午前九時から午後五時までの間
一号特別措置講習	平成十八年十二月十九日（火）から同月二十五日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

- (一) 二号特別措置講習 一万四千元
- (二) 一号特別措置講習 二万三千元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------